

○経済産業省告示第八十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の規定に基づき、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣 世耕 弘成

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示  
（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条 バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百二十七号）の一部を、別表により改正する。

第二条 前条に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、これに対応するものを改正後欄に掲げていないときは、当該規定を削ること。

#### 附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（安全弁の設置等）</p> <p>第三条 規則第十九条第三号ハ(1)の安全弁は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。</p> <p>一～三 「略」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>（安全弁の設置等）</p> <p>第三条 規則第十九条第三号ハ(1)の安全弁は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。</p> <p>一～三 「略」</p> <p>四 次号に定めるバネ式安全弁の規定吹出し量は、次の算式により得られた所要吹出し量以上であること。</p> $W_1 = \frac{2.56 \times 10^8 S^{0.82} F + H}{L}$ <p>この式において、<math>W_1</math>、<math>S</math>、<math>L</math>、<math>F</math>及び<math>H</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>W_1</math> 一時間当たりの所要吹出し量（単位 キログラム毎時）の数値</p> <p><math>S</math> バルク貯槽の外表面積（単位 平方メートル）の数値</p> <p><math>L</math> 吹出し量決定圧力における液化石油ガスの一キログラム当たりの蒸発潜熱（単位 ジュール）の数値</p> <p><math>F</math> 地盤面上に設置した場合○・八、地盤面下に埋設した場合○・三、全表面に七リットル毎平方メートル・分以上の水を噴霧する水噴霧装置又は全表面に十リットル毎平方メートル・分以上の水を散水する散水装置を設けた場合にあつては○・六</p>

「号を削る。」

## 五]

- H 直射日光及び他の熱源からの入熱による補正係数であつて、それぞれ次のイ及びロに掲げる算式により得られた数値
- イ 直射日光  
(65-t) × a (m<sup>2</sup>…日光を受ける面積)
- ロ 他の熱源  
入熱量 (J/m<sup>2</sup>・h) × a (m<sup>2</sup>…熱を受ける面積)
- t 吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度
- 規定吹出し量は、次の算式により計算すること。

$$W_2 = CKPA \sqrt{\frac{M}{ZT}}$$

この式においてW<sub>2</sub>、C、K、P、A、M、T及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- W<sub>2</sub> 規定吹出し量 (単位 キログラム毎時) の数値
- K 表第一に示す吹出し係数の数値
- C 表第二に示す数値
- P 第六号に定める吹出し量決定圧力 (単位 絶対圧力により表示されたメガパスカル) の数値
- A 吹出し面積 (単位 平方センチメートル) の数値
- M 液化石油ガスの分子量の数値
- T 吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度 (単位 絶対温度)
- Z 図に示す圧縮係数の数値。ただし不明の場合のZは一・〇とする。

表第一 [略]

表第二 [略]

図 [略]

「号を削る。」

表第一 [略]

表第二 [略]

図 [略]

六 吹出し量決定圧力は、当該安全弁を設置するバルク貯槽の設計圧力の一・二倍の圧力以下の圧力であること。

備考 表中の「」の記載は注記である。